

平成29年度第4回学長選考会議会議録

日時 平成30年2月2日（金）12時57分～13時57分
場所 大津サテライトプラザ セミナー室
出席者 井上理砂子委員、塩田浩平委員（議長）、関 順一郎委員、廣川能嗣委員、
渡部雅之委員、小倉明浩委員、竹村彰通委員、齋藤浩文委員
陪席者 亀岡総務課長、山本総務課副課長

議事に先立ち

議長から、総務課長に定足数に関する報告及び配付資料の確認が依頼された。

会議録確認

前回会議録については既に確認が行われ、異議なく承認された。

議題

1. 学長の業務執行状況の確認について（学長ヒアリング）

議長から、標記のことについて、資料2「学長の業務執行状況の確認に関する基準」に基づき、位田学長に対して平成28年度の業務執行状況に関するヒアリングを実施する旨の説明があり、続いて、位田学長から机上配付資料に基づき業務実績の報告があった。

報告の後、資料1「国立大学法人滋賀大学学長選考基準」による「求められる学長像」等に沿って委員との質疑応答が行われ、前回会議での監事ヒアリングに続き、今回の学長ヒアリングの結果、位田学長の業務が良好に執行されていることが確認された。

続いて、議長から、確認結果の公表方法について、資料4に基づき書面での公表が提案され、意見交換の結果、当該書式で評価した点を簡潔に記載して確認結果を公表することとなり、文書の内容は議長に一任することです承された。

なお、議長から、確認結果の文書を作成次第、各委員に確認を得る旨の発言があった。

2. 国立大学法人滋賀大学学長選考規程及び国立大学法人滋賀大学学長選考規程実施細則の改正について

議長から、標記のことについて、前回会議での意見を踏まえた修正内容の説明が依頼され、総務課長から、資料5に基づき前回から修正した内容と資料6は修正がないことの説明があった。これを受けて意見交換が行われ、学長選考規程第8条（休職者等）の条文が、前後の第7条及び第10条に係ることから、これらの関係を明確にするため、（休職者等）の条文の位置を再考する意見が出され、修正は議長に一任することです承された。

なお、議長から、修正後の改正案については、各委員に確認を得る旨の発言があった。

〔配付資料〕

資料1	学長選考基準（平成27年7月1日公表）
資料2	学長の業務執行状況の確認に関する基準
資料3	所信表明書（位田隆一）
資料4	学長の業務執行状況の確認結果について（案）
資料5	国立大学法人滋賀大学学長選考規程の一部改正（案）（新旧対照表）
資料6	国立大学法人滋賀大学学長選考規程実施細則の一部改正（案） （新旧対照表）
参考資料1	学長選考関連規程等の見直しに係る留意点 （平成28年度第3回学長選考会議における意見等について）
参考資料2	平成27年度学長選考日程
別冊子	国立大学法人滋賀大学学長選考関連規程